

# 年末の交通安全県民運動 12月11日(木)～31日(水)

## 〔運動期間中の重点目標〕

- ① 夕暮れ時以降の交通事故防止  
横断歩道マナーアップ運動の推進
- ② 飲酒運転の撲滅
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守とヘルメットの着用促進



### ① 夕暮れ時以降の交通事故防止

12月は、夕暮れ時の交通事故による死傷者（重傷以上）が、他の月と比較して多くなります。

歩行者は、反射材用品や明るい色の服装を着用しましょう。近くに横断歩道があるときは、必ず横断歩道を利用し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

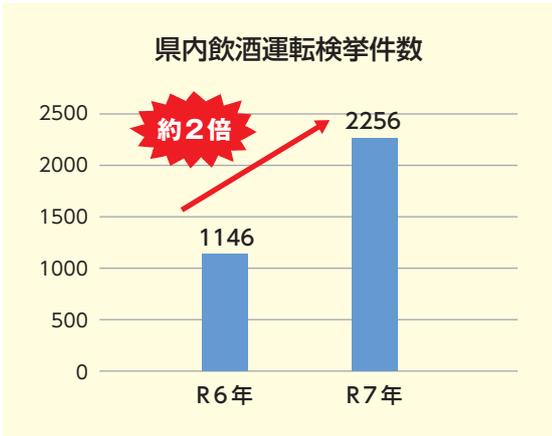
運転手は、横断歩道前では減速し、歩行者がいるときは、一時停止して歩行者を優先させましょう。

### ② 飲酒運転の撲滅

県内の飲酒運転検挙件数は、2256件（9月末時点）で、前年同期より1110件増加しています。

特に、最近では自転車による飲酒運転での検挙が急増しています。

年末年始は、お酒を飲む機会が増



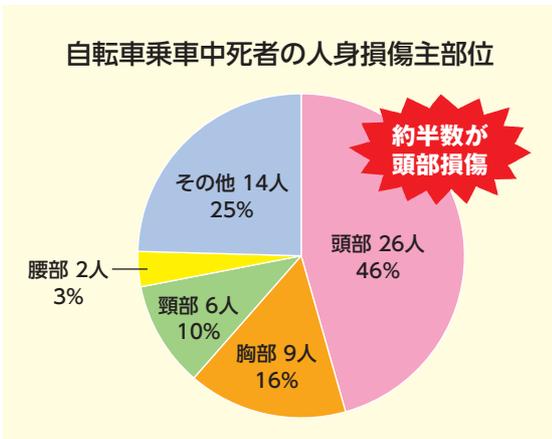
える時期です。飲酒運転による事故の悲惨さ、責任の重さについて考え、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない」とを徹底しましょう。

### ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守とヘルメットの着用促進

自転車と特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）は「車両」の仲間です。「自転車安全利用五則」など交通ルールを守り、安全に使用しましょう。

自転車の交通ルールは、福岡県警察のホームページ「自転車の学校」で確認できます。自転車に乗る人は、自転車の交通ルールについて、もう一度確認しましょう。

また、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は、ヘルメットを着用することが努力義務化されています。自分の命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。



令和8年4月から自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されます

自転車をはじめとする軽車両（重被牽引車を除く。）の運転者（16歳以上）が行った一定の違反行為は反則行為となり、自動車や原動機付自転車と同様に、交通反則切符による違反処理が行われます。

詳細については、福岡県警察ホームページ「自転車ルールブック」を確認してください。

### 〔反則金額の例〕

- ◇ 携帯電話使用など 1万2000円
- ◇ 信号無視、通行区分違反（右側通行など） 6000円
- ◇ 指定場所一時不停止など、通行禁止違反 5000円
- ◇ 歩道徐行等義務違反 3000円



福岡県警察  
「自転車の学校」



福岡県警察  
「自転車ルールブック」

### ● 問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897